

大田圏域健康づくりマスコットキャラクター管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大田圏域における健康長寿日本一を目指した健康長寿しまねの啓発広報の媒体として、島根県県央保健所（以下「県央保健所」という。）が定めた大田圏域健康づくりマスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(キャラクター及びその規格)

第2条 キャラクター及びその規格は、「イラスト集」のとおりとし、形、色、表情などを変更してはならない。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを印刷物及びその他の物品に加工する場合は、前条に定める規格によることとし、正確な再現が出来ない場合でも可能な限り規格に近いものとしなければならない。

2 キャラクターの愛称「ちょびっとお塩」、「ちょびモン」の文字の使用は随意とする。

(使用の基準)

第4条 キャラクターは、健康長寿しまねを推進するため有効と思われる用途に使用することとし、県央保健所・圏域（大田市・邑智郡）内市役所及び町役場以外の機関および団体が使用したい場合は、使用許可申請書（別紙1）をキャラクター使用内容がわかる資料を添えて県央保健所へ提出する。

なお、次に掲げる用途に使用することはできない。

- (1) 営利の対象として売買すること
- (2) 公序良俗に反する事柄に使用すること

(使用の承認)

第5条 県央保健所は、前条に規定する使用許可申請書を受理した場合は、その内容を確認し、当該使用が前条の基準に合致すると認めるときは、使用許可書（別紙2）を申請者へ送付する。

(バリエーション)

第6条 第2条に定める規格によらないバリエーションによりキャラクターを使用しようとする時は、県央保健所と協議の上決定する。

(その他)

第7条 その他使用に関し、定めがない事項については、その都度当事者と県央保健所が協議して定める。

(附則)

この要綱は、令和7年2月20日から施行する。